

第4編 地盤変動により生じた建物等
の損傷に係る（工損調査等）
業務積算資料

第1章 工損調査等業務実施要領

第1節 実施要領

第1 (目 的)

この実施要領は、公共事業に係る工事の施行に伴う地盤変動により生じた建物等の損傷に係る費用負担の適正な執行を期するため、工事施行箇所の近隣の建物等の調査（以下「工損調査等」という。）に係る必要事項を定めることを目的とするものである。

第2 (通 則)

業務の実施については、「高知県契約規則」（昭和39年高知県規則第12号）、「高知県会計規則」（平成4年高知県規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 (調 査)

工損調査等は、工事施行前に行う事前調査（以下「事前調査」という。）と杭打、埋戻し、矢板引抜等の工事が完了し、その後建物の損傷が発生し、又は損傷が拡大するおそれがないと認められる時期に行う事後調査（以下「事後調査」という。）とに分けて実施するものとする。

第4 (調査区域等)

- (1) 事前調査の調査区域は、原則として工事区域の境界から40メートルの範囲とする。ただし、工事の種類、規模、工法等及び工事施行箇所の地盤状況等の自然条件、土地利用の状況、家屋等の立地状況等により、これを変更することができるものとする。
- (2) 事後調査は、事前調査を行った地域の建物等の所有者等から損害等の発生の申出があり、その原因が当該工事の施行によるものであると認められる建物等について行うものとする。ただし、事前調査を行った調査区域外の建物等の所有者等から損害等の発生の申出があり、その原因が当該工事の施行によるものであると認められる場合には、工事施行中であっても直ちに事前調査に当たる工損調査等を行い、その後事前調査を行うものとする。

なお、事後調査だけの工損調査等は、原則として行わないこと。

第5 (立 入 り)

事務所長（本庁所管課・室長を含む。以下同じ）は、工損調査等の実施に当たっては、立入りについてあらかじめ当該建物等の所有者等の承諾を得ておくものとする。

第6 (立 会 い)

事務所長は、工損調査等を行う者が原則として当該建物等の所有者等の立会いが得られるよう、あらかじめ了解を得ておくものとする。

第7 (予定価格の積算)

予定価格の積算は第2章に定める「工損調査等業務積算基準」によるものとする。

第8 (地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書の適用)

工損調査等業務の実施に当たっては、地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書を適用することとし、必要に応じて特記仕様書及び図面等により必要事項を明示するものとする。

第9 （因果関係の判定）

事前調査を行った地域の建物等の所有者等から損害等の発生への申出があり、その原因が当該工事の施行によるものか否かの判定に当たっては、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設省建設事務次官通知）第2条（事前の調査等）及び第3条（地盤変動の原因等の調査）による調査結果を基に、建物等の使用年数等からみて老朽化により自然発生的に、また、構造的な欠陥等により起こったものではないのか否か等建築士等の専門家の意見も参考にして慎重に行うものとする。

第10 （そ の 他）

その他必要な事項については、第2編用地調査等業務実施要領第1章を準用するものとする。

第2節 契約事務処理

工損調査等業務を委託に付す場合の契約事務処理は、第2編用地調査等業務実施要領第2章を準用するものとする。

第2章 公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準

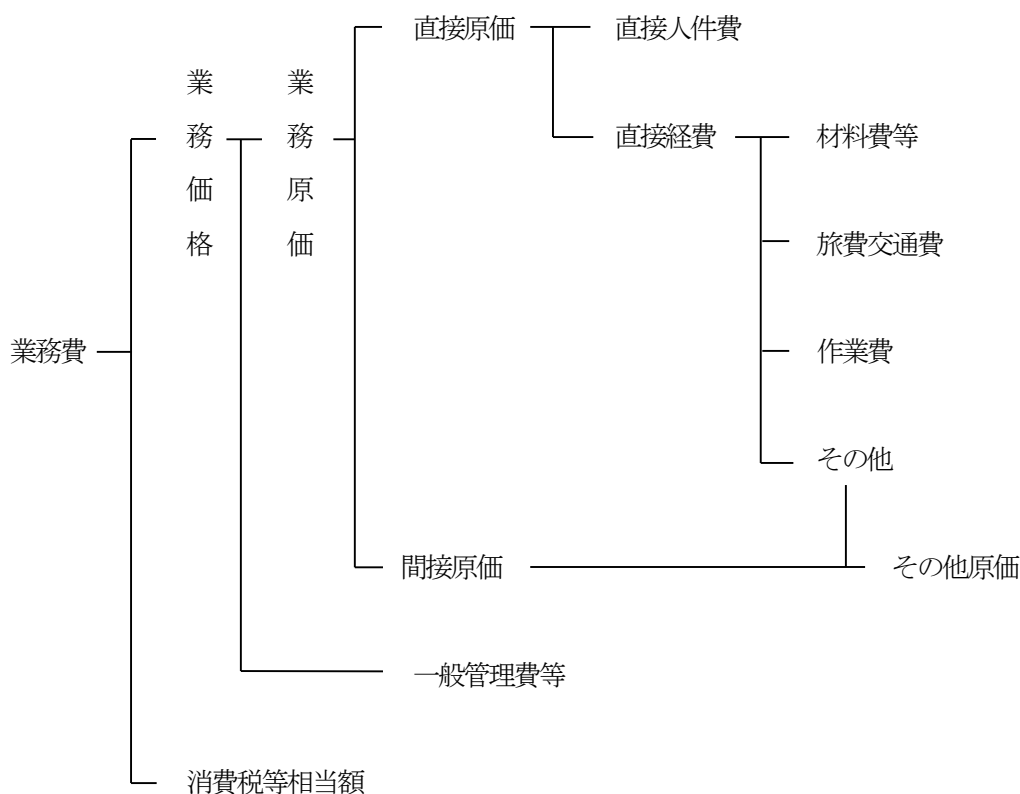
第1 適用範囲

この公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、高知県土木部が所管する公共事業の施行に伴う「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号。以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「地盤変動影響調査等」という。）を、別途定める地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書（以下「共通仕様書」という。）によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。

なお、この工損積算基準により難い特殊なものについては、別途見積等により積算することができるものとする。

第2 業務費の構成

この工損積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費

直接人件費は、地盤変動影響調査等に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、高知県が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表7）200㎡以上300㎡未満の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上130㎡未満	補 正 率 200㎡以上 300㎡未満	(補正值) 規 模
技師 A	1.08人	1.80	1.94人
技師 B	1.71人	1.80	3.07人
技師 C	1.34人	1.80	2.41人
技師 D	0.58人	1.80	1.04人

注 補正率は、表8で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、地盤変動影響調査等を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（地盤変動影響調査等に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって

得た額を計上するものとする。この場合の計上額は、1円未満を切り捨てとする。

$$\text{材料費等} = \text{直接人件費} \times 7 \text{ パーセント}$$

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、高知県土木部の定める設計業務等標準積算基準書（参考資料）（以下「積算基準書（参考資料）」という。）第1編総則第2章積算基準（参考資料）第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

地盤変動影響調査等については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
地盤変動影響調査等	直接人件費の1.91パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費交通費の率を用いた積算

地盤変動影響調査等については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
地盤変動影響調査等	直接人件費の2.29パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して「職員の旅費に関する条例」（昭和29年高知県条例第36号）（以下「旅費条例」という。）第18条で定める宿泊料の上限額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊料の上限額は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費条例第19条で定める宿泊諸費の一夜当たりの定額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊諸費は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

地盤変動影響調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

地盤変動影響調査等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2) の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2) の各項目以外に必要となるその他の費用については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & \left[\left\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \right\} \right. \\ & \left. + (\text{一般管理費等}) \right] \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下を切上げるものとする。また、各必要日数（W）は小数第3位（小数第4位以下切捨て）まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他}}{(W1) \quad (W2)}$$

(1) 必要内外業日数（W_i）の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \Sigma (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内（外）業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})$$

(2) 不稼働係数

不稼働係数は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則 第2章積算基準 第1節積算基準 1-2 履行期間の算定（1）の内業の不稼働係数によるものとする。

(3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始・・・・・・12/29 ～ 1/3 6日間

夏期休暇・・・・・・8/14 ～ 8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{業 務 価 格} &= \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ &(\text{落札率を乗じた額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{変 更 業 務 委 託 料} &= \text{業 務 価 格} \times (1 + \text{消費税等税率}) \\ &(\text{落札率を乗じた額}) \end{aligned}$$

注1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

7 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ハ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。

ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

ト 業務価格の端数処理

積算基準書（参考資料）第1編総則 第1章総則（参考資料） 第2節設計等における数値の扱い 2-2 端数処理等の方法 （9）業務価格によるものとする。

(3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

ロ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表および業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。

ハ 設計数量の表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

- イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。
- ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び費用負担額算定に必要な諸数量の計算等の作業を行うことをいう。
- ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び費用負担額等の計算並びに成果物の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

工損積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

ただし、第4地盤変動影響調査等歩掛〔一〕5水準測量を除く。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 （ A ）	技 師 A
技 師 （ B ）	技 師 B
技 師 （ C ）	技 師 C
技 術 員	技 師 D

第4 地盤変動影響調査等歩掛

地盤変動影響調査等は、事務処理要領第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査（以下「事後調査」という。）及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明に区分して行うものとする。

[一] 共通

作業計画の策定

事前調査等の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表1により行うものとする。

表1

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師 技師A	0.38 0.38	

[二] 事前調査、事後調査及び算定

1-1 打合せ協議

事前調査、事後調査及び算定の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は表2により行うものとする。

表2

種 目	単位	規模	職 種	外 業			備考
				業務 着手時	中間 打合せ	成果品 納入時	
打合せ協議	業務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ1回 当たりの場合
			技師A	0.50	0.50	0.50	
			技師B	0.50	0.50	0.50	

注1 中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

注2 打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断

され、調査職員と、管理技術者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

1-2 現地踏査

現地踏査は、事前調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので、これに要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師A	0.39 人	
			技師B	0.39 人	
			技師C	0.39 人	

2 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、表4、表5及び表6の区分によるものとする。

表4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

表5

区 分	判 断 基 準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校その他これらに類するもの

木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く
-------	--

表6

区 分	判 断 基 準
イ	店舗、事務所、病院、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

3 事前調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表7により行うものとする。
ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.78	0.30	—	1.08 人	
			技師B	0.78	0.93	—	1.71 人	
			技師C	0.78	0.56	—	1.34 人	
			技師D	—	0.58	—	0.58 人	
木 造 建 物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.93	0.34	—	1.27 人	
			技師B	0.93	0.82	—	1.75 人	
			技師C	0.93	0.66	—	1.59 人	
			技師D	—	0.50	—	0.50 人	

木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.55	0.25	—	0.80 人	
			技師B	0.55	0.63	—	1.18 人	
			技師C	0.55	0.33	—	0.88 人	
			技師D	—	0.47	—	0.47 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師A	0.59	0.22	—	0.81 人	
			技師B	0.59	0.92	—	1.51 人	
			技師C	0.59	0.19	—	0.78 人	
			技師D	—	0.54	—	0.54 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.07	0.39	—	1.46 人	
			技師B	1.07	1.13	—	2.20 人	
			技師C	1.07	0.78	—	1.85 人	
			技師D	—	0.68	—	0.68 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.06	0.40	—	1.46 人	
			技師B	1.06	1.39	—	2.45 人	
			技師C	1.06	0.73	—	1.79 人	
			技師D	—	0.47	—	0.47 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	0.67	0.30	—	0.97 人	
			技師B	0.67	0.77	—	1.44 人	
			技師C	0.67	0.48	—	1.15 人	
			技師D	—	0.59	—	0.59 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表8の、木造特殊建物にあつては表9の、非木造建物イ、ロ及びハにあつては、表10の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表にかかわらず表11によって直接人件費の積算を行うものとする。

注3 注1及び注2は「4事後調査」においても同様に適用するものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表8

建物延べ面積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 450 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表 9

建物延べ面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表 10

建物延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

表 11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師A	0.36	0.11	—	0.47 人	
			技師B	0.36	0.22	—	0.58 人	
			技師C	0.36	0.18	—	0.54 人	
			技師D	—	0.14	—	0.14 人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には、水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 12

戸当たり 延べ面積	35 m ² 未満	35 m ² 以上 65 m ² 未満	65 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 225 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表13により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表13

区 分	単位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	0.43	0.18	—	0.61 人	
			技師B	0.43	0.38	—	0.81 人	
			技師C	0.43	0.44	—	0.87 人	
			技師D	—	0.32	—	0.32 人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。

表14

敷地面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 630 m ² 未満	630 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000 m ² 以上 3,300 m ² 未満	3,300 m ² 以上 5,000 m ² 未満
5.70	7.70

4 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は表15により行うものとする。ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。また、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。

とする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 1 5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.71	0.26	—	0.97 人	
			技師 B	0.71	0.74	—	1.45 人	
			技師 C	0.71	0.45	—	1.16 人	
			技師 D	—	0.65	—	0.65 人	
木造建物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.84	0.37	—	1.21 人	
			技師 B	0.84	0.66	—	1.50 人	
			技師 C	0.84	0.61	—	1.45 人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50 人	
木造建物 C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 A	0.46	0.23	—	0.69 人	
			技師 B	0.46	0.74	—	1.20 人	
			技師 C	0.46	0.32	—	0.78 人	
			技師 D	—	0.55	—	0.55 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 A	0.57	0.28	—	0.85 人	
			技師 B	0.57	0.65	—	1.22 人	
			技師 C	0.57	0.23	—	0.80 人	
			技師 D	—	0.51	—	0.51 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	1.17	0.36	—	1.53 人	
			技師 B	1.17	0.65	—	1.82 人	
			技師 C	1.17	0.33	—	1.50 人	
			技師 D	—	0.60	—	0.60 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	1.00	0.38	—	1.38 人	
			技師 B	1.00	0.73	—	1.73 人	
			技師 C	1.00	0.54	—	1.54 人	
			技師 D	—	0.74	—	0.74 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.66	0.23	—	0.89 人	
			技師 B	0.66	0.68	—	1.34 人	
			技師 C	0.66	0.38	—	1.04 人	
			技師 D	—	0.63	—	0.63 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 8、表 9 及び表 10 の補正率表を適用するものとする。

注 2 建物 1 棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表 16 によって直接人件費の積算を行うものとする。

表 1 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31 人	
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33 人	
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27 人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09 人	

注 1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を 1 戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表17

区 分	単位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	0.41	0.21	—	0.62 人	
			技師B	0.41	0.38	—	0.79 人	
			技師C	0.41	0.28	—	0.69 人	
			技師D	—	0.34	—	0.34 人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。

5 水準測量

共通仕様書第24条第2項第一号及び第25条の調査にあたり、公共水準点の設置を実施する場合は、高知県土木部の定める設計業務等標準積算基準書（以下「積算基準書」という。）及び積算基準書（参考資料）により積算するものとする。この場合の積算歩掛は、原則として積算基準書第1編第2章第3節水準測量のうち4級水準測量観測及び水準点設置（永久標識以外）を適用する。

6 居住者調査

事前調査及び事後調査に伴い居住者調査を行う場合の直接人件費の積算は、用地調査等業務積算資料第3編第4章第7表7-6により行うものとする。

7 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の

積算は、表18により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表18

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	—	0.21	0.12	0.33 人	
			技師C	—	0.72	0.24	0.96 人	
			技師D	—	—	0.14	0.14 人	
非 木 造 建 物	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	—	0.38	0.26	0.64 人	
			技師C	—	1.14	0.34	1.48 人	
			技師D	—	—	0.15	0.15 人	
区分所有建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師A	—	0.10	0.07	0.17 人	
			技師C	—	0.25	0.13	0.38 人	
			技師D	—	—	0.04	0.04 人	
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	—	0.18	0.12	0.30 人	
			技師C	—	0.41	0.13	0.54 人	
			技師D	—	—	0.08	0.08 人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8、表10、表12及び表14の補正率表を適用するものとする。

[三] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1-1 打合せ協議

費用負担の説明の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は表1により行うものとする。また、中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

1-2 現地踏査

現地踏査は、費用負担の説明等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので、これに要する直接人件費の積算は、表19により行うものとする。

表19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.60 人	
			技 師 B	0.60 人	
			技 師 C	0.60 人	

2 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表20により行うものとする。

表20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
概 況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技 師 A	0.05	0.04	0.09 人	
			技 師 C	0.05	0.04	0.09 人	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費＝単価×権利者数

3 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表21により行うものとする。

表 2 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
説明資料の 作 成 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技 師 A	—	0.11	0.11 人	
			技 師 C	—	0.21	0.21 人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

4 費用負担の説明

費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する
直接人件費の積算は、表 2 2 により行うものとする。

表 2 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10 人	
			技 師 A	1.45	0.10	1.55 人	
			技 師 C	1.45	0.36	1.81 人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

別 表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
事前調査、事後調査及び算定	作業計画の策定		業務	1	
	打合せ協議	業務着手時	業 務	1	
		中間打合せ	回	1	
		成果物納入時	業 務	1	
	現地踏査		業 務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
費用負担説明	打合せ協議	業務着手時	業 務	1	
		中間打合せ	回	1	
		成果物納入時	業 務	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	